

七飯町監査委員公表第 1 号

平成27年4月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出され、同日付けで受理した住民監査請求書について、同条第4項の規定により監査した結果は次のとおりである。

平成27年4月30日

北海道亀田郡七飯町監査委員 永 田 英 利

北海道亀田郡七飯町監査委員 林 秀 樹

記

(監査結果)

別添「住民監査請求に係る監査結果」のとおり

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 省 略（5名）

2 請求の要旨（原文のとおり）

下記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付のうえ必要な処理を請求する。

記

大中山小学校改築に伴う周辺土地の購入と建設計画について

1. 請求の要旨

- ・大中山小学校改築事業において、周辺の土地購入事業は町民の不利益になるので中止すべきである。
- ・大中山小学校改築事業において、周辺の土地購入事業を行う前に、現有町有地の利用計画を再検討すべきである。
- ・大中山小学校改築事業における建設計画をすべて見直すべきである。

2. 土地の購入に至るまでの大まかな経緯

- ・大中山小学校土地利用構想図から基本設計が完了するまでに「大中山小学校複合施設改築促進期成会（以下 期成会 と呼ぶ）」あるいは「大中山地区に必要な小学校を望む会（以下 望む会 と呼ぶ）」から提案されている項目に対して、経費的な観点から論議されていない。「期成会」から要望のあった「複合施設」は別棟を建設することになり、土地利用構想段階で想定されていた「増築校舎を利用する計画」

もはっきりとした経費比較をしないまま無くなっている。

また「望む会」から提案のあった「グラウンドに校舎を建設」や「町有地を利用して無駄な用地取得を中止すべき」との要望書と700名以上の署名活動も全く聞き入れられることなく現在に至っているが、この間に経費比較をし、町民誰もが納得できる説明が行われるべきであった。

3. 大中山小学校改築に伴う現在までの経緯

- ・七飯町長は平成26年5月23日に終了した第2回臨時議会に於いて、大中山小学校改築事業で、近接周辺土地（1954.97㎡未確定）の買収を目的とするための予算（用地確定測量委託料9,375千円、用地支障物件調査委託料7,528千円）を成立させた。

- ・続いて七飯町長は平成26年12月19日に終了した第4回定例議会において当該土地（大中山2丁目384-2他8筆合計1954.97㎡）の用地購入費と補償、補填及び賠償金の合計金額226,367千円を平成27年5月末までにそれぞれの関係者に支払うことを決定している。

- ・ところが同じ大中山小学校接続地である町有地（大中山2丁目402-2他5筆合計2492.40㎡測量確定登記済）である教職員住宅と旧町営住宅跡地は、面積で当該土地より537.43㎡広く、こちらの町有地を利用する計画であれば用地購入費と補償、補填及び賠償金は全く発生しない訳である。今回支払われる226,367千円は全て不要な出費であり、町民への背信行為と言わざるを得ない。

- ・七飯町長は用地購入費の全くかからない大中山小学校接続地である町有地（大中山2丁目402-2他5筆合計2492.40㎡）の利用を最優先するべきであるのに、無駄な買収行為を行い、町民に対して甚大な被害を与えることになる。

4. 結論

七飯町長はただちに今回の土地購入事業を白紙撤回し、今後の大中山小学校改築工事に関して建設計画を見直すことを要求する。

3 添付された事実証明書

- (1) 平成26年12月18日七飯町議会定例会で可決された「平成26年度七飯町一般会計補正予算(第12号)」写し
- (2) 旧大中山公営住宅跡地付近の地番図
- (3) 土地登記簿謄本写し(七飯町大中山2丁目402番2、402番29、402番30、402番31、402番32、402番33 計6筆)

第2 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の要件を具備しているものと認められたので、平成27年4月1日付けで受理した。

第3 暫定的停止勧告の要否

本件監査請求のあった行為は、地方自治法第242条第3項の規定による「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある」場合に該当しないものとして、平成27年4月6日、暫定的停止勧告は行わないことを決定した。

第4 請求人からの証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成27年4月10日、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人1名が陳述を行った。

陳述の概要は請求人が提出した上記「請求の要旨」のとおりである。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

大中山小学校改築事業用地購入費及び大中山小学校改築事業支障物件移転補償費の契約の締結及び履行について、違法又は不当な財務会計上の行為(財産の取得、契約の締結、公金の支出等)があるかを監査の対象とした。

2 監査の対象機関

七飯町教育委員会学校教育課及び経済部都市住宅課

3 現地調査

平成27年4月15日、現地調査を行った。

4 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員である学校教育課及び都市住宅課職員から、平成27年4月10日、4月15日、陳述の聴取を実施した。

陳述の概要は次のとおりである。

(1) 用地購入を決定した経緯

大中山小学校PTA、大中山中学校PTA、大中山地域子供会、大中山連合町内会、大中山地区単位町内会、大中山野球スポーツ少年団等で構成されている大中山小学校及び複合施設改築促進期成会（以下「期成会」という。）から大中山小学校及び複合施設改築に関する要望書の提出が合計3回あり、その都度、意見交換会を行っている。

期成会からは、大中山小学校改築に対し、児童の安全確保や災害時の為にも駐車場を広く確保して欲しいとの要望が出されている。

新たに用地を取得することは、前提ではなく、期成会と協議してきた結果として生じたことである。具体的には、国道側の学校敷地が狭いため、学校への出入りがしづらいとの意見や、駐車場が狭く児童の送迎の時、車と人の動線が交差し危険であること、学校行事の際に駐車場のスペースがないため、大中山出張所に行く場合支障をきたしているとの指摘等があり、これらの問題を解消するため新たな用地取得を行い、駐車場の整備や危険な車と人の動線の交差を解消することを目的として、国道側の用地購入を決定した。

(2) 大中山小学校北側の町有地（教員住宅、旧町営住宅跡地）を利用しなかった理由

北側の町有地については、町道大中山2号線により学校敷地と分断されていることや、町有地の中央及び片側に地域の住民が利用している生活道路が含まれているため、学校敷地として利用するには支障がある。

(3) 大中山小学校北側の町有地（教員住宅、旧町営住宅跡地）の今後の利用計画

大中山小学校校舎棟、屋内体育館棟等の建設工事期間中は、工事現場事務所や工事関係者車両スペースとして利用する。

大中山小学校校舎棟、屋内体育館棟等の建設終了後は、新たな教員住宅建設用地として検討している。また、教員住宅建設用地として利用しない用地については、今後、売却を検討している。

(4) 大中山地区に必要な小学校を望む会（以下「望む会」という。）からの要望書に対する対応

望む会から平成26年5月15日提出された要望書に対し、平成26年5月26日、町としての基本的考え方を回答している。

(5) 大中山小学校改築事業用地購入費、大中山小学校改築事業支障物件移転補償費の契約及び支出状況

平成26年12月18日開催された七飯町議会第4回定例会において、大中山小学校改築事業用地購入費46,249千円、大中山小学校改築事業支障物件移転補償費180,038千円の予算案議決を経た後、平成27年2月上旬から3月下旬にかけて土地所有者5名、物件所有者6名とそれぞれ契約が完了している。

大中山小学校改築事業支障物件移転補償費については前払金（7割）が契約に基づき支出されている。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

大中山小学校改築事業における周辺土地の購入については、地域住民からの要望や児童の安全確保を十分考慮し、購入用地を決定したものである。

大中山小学校グラウンド北側の町有地の利用計画は検討されており、期成会、望む会からの要望に対してはその都度回答している。

平成26年12月18日開催された七飯町議会第4回定例会において、大中山小学校改築事業用地購入費、大中山小学校改築事業支障物件移転補償費の議決を経て、それぞれ契約を締結した。

大中山小学校改築事業に関する契約書及び支出伝票等、関係書類を監査した結果、一連の手続きは適正に行われている。

2 判断

以上の事実の確認に基づき、本件監査請求に対して次のとおり判断した。

大中山小学校改築事業用地購入費及び大中山小学校改築事業支障物件移転補償費の契約の締結及び履行について、違法又は不当な財務会計上の行為（財産の取得、契約の締結、公金の支出等）は認められない。

3 結論

以上のことから、本件監査請求については、理由がないものとして棄却する。